

協議・確認

■「生活環境事業の取扱いについて」

協議確認内容

1. ごみ処理については、資源循環型社会の構築を目指し、これまでの地域の取り組みを生かしながら、町民、事業者、町の協働により、積極的にごみの減量化、資源化を推進する。ごみの収集区域および体制は、現行どおり新町に引き継ぎ、収集日および収集品目等については、合併時まで調整する。
2. ごみ処理機購入補助事業については、1基30,000円を限度とする。
3. 資源回収については、合併時まで調整する。
4. 指定ごみ袋（可燃ごみ袋）代については、現行どおり新町に引き継ぐ。
5. し尿処理および浄化槽汚泥処理業務については、現行どおりとする。
6. 生活排水対策については、下水道による普及啓発に努めるとともに、下水道整備対象外区域にあっては合併処理浄化槽で対応することとする。合併処理浄化槽設置整備事業補助制度については、現行どおりとする。
7. 斎場および墓地については、現行どおりとする。
8. 公害防止協定については、新町に拡大し、不法投棄監視員については、合併時まで調整する。公害測定・調査については、新町に拡大する。
9. 環境啓発事業については、合併時まで調整する。
10. 環境施策に係る諸計画については、新町において調整し、新たに策定する。
11. 狂犬病予防事業については、現行どおり新町に引き継ぐ。
12. 犬死体処理補助事業については、新町に拡大する。
13. 各集落の公共施設等の雑草類等については、業者委託で処分するよう新町に引き継ぐ。
14. 上水道事業については、現行どおりとする。

以上が協議・確認されました。

区 分		秦荘町の現状	愛知川町の現状	具体的な調整方針
ごみの収集方法 および回数	可燃ごみ	週 1 回 ステーション方式（6～9月は週 2 回）	週 1 回 ステーション方式（6～9月は週 2 回）	ごみ処理については、資源循環型社会の構築を目指し、これまでの地域の取り組みを生かしながら、町民、事業者、町の協働により、積極的にごみの減量化、資源化を推進する。 ごみの収集区域および体制は、現行どおり新町に引き継ぎ、収集日および収集品目等については、合併時まで調整する。
	不燃ごみ	月 1 回 ステーション方式	月 1 回 ステーション方式	
	粗大ごみ	各集落年 1～2 回 集積所方式	各集落年 3 回 集積所方式	
	資源ごみ（かん）	月 1 回 ステーション集積方式	月 1 回 ステーション方式	
	資源ごみ（びん）	月 1 回 ステーション集積方式	月 1 回 ステーション集積方式	
	資源ごみ（ペットボトル）	月 1 回 集積所方式	月 1 回 ステーション集積方式	
	資源ごみ（古紙・古布類）	年 3 回 集積所方式	年 2 回 町指定場所集積方式	
	資源ごみ（廃食油）	回収なし	年 2 階回収（町内全域・直営）	
	有害ごみ（乾電池）	拠点回収随時（各庁舎、公民館で回収）	拠点回収随時（各庁舎、公民館で回収）	
生ごみ処理機購入補助事業		補助限度額 1基 25,000円	補助限度額 1基 30,000円	補助限度額 1基 30,000円
資源回収		行政回収	行政回収および P T A による団体回収 （奨励金制度あり）	合併時まで調整する。
指定ごみ袋（可燃ごみ袋）		家庭系 10枚 200円 事業系 10枚 300円	家庭系 10枚 200円 家庭系（小）10枚 100円 事業系 10枚 300円	現行どおり新町に引き継ぐ。 家庭系（小）については、新町に拡大する。
し尿・浄化槽汚泥処理		湖東広域衛生管理組合により処理	湖東広域衛生管理組合により処理	現行どおりとする。
生活排水対策		○合併処理浄化槽設置整備事業補助制度 補助率：国 1／3 県 1／3 町 1／3	○合併処理浄化槽設置整備事業補助制度 補助率：国 1／3 県 1／3 町 1／3	下水道による普及啓発に努めるとともに、下水道整備対象外区域にあっては合併処理浄化槽で対応することとする。合併処理浄化槽設置整備事業補助制度については、現行どおりとする。
斎場・墓地		斎場：愛知郡広域行政組合（愛知郡広域斎場） 墓地：集落管理	斎場：愛知郡広域行政組合（愛知郡広域斎場） 墓地：集落管理	現行どおりとする。

区 分	秦荘町の現状	愛知川町の現状	具体的な調整方針
公害防止対策	○公害防止協定の締結：締結なし ○不法投棄監視員：各自治会 ２８集落 ２８名 公害等の測定調査実施 該当なし	○公害防止協定の締結：２１事業所 ○不法投棄監視員：６名 公害等の測定調査実施 ・河川・工場水質調査：河川 ７ヶ所 工場１１ヶ所 （２回） ・地下水調査：一般家庭 ２０ヶ所 ・ダイオキシン調査：土壌 ７ヶ所 水質 ７ヶ所	新町に拡大する。 合併時までに調整する。 新町に拡大する。
環境啓発	環境フェスタ えちさわやか作戦 みな川クリーン作戦 ごみゼロの日キャンペーン	愛の郷フェスティバル・文化祭 ごみゼロの日キャンペーン等の一環として町内清掃を実施	合併時までに調整する。
環境施策に係る計画	一般廃棄物処理基本計画 生活排水対策推進計画 一般廃棄物（し尿）合理化計画	一般廃棄物処理基本計画 生活排水対策推進計画 一般廃棄物（し尿）合理化計画	新町において調整し、新たに策定する。
狂犬病予防事業	獣医師会への委託により集合注射を実施 ・費用 注射料 ２，６５０円 注射済票交付手数料 ５５０円 登録手数料 ３，０００円 ・会場 １次注射：中央公民館、総合センター、保健センター ２次注射：保健センター	獣医師会への委託により集合注射を実施 ・費用 注射料 ２，６５０円 注射済票交付手数料 ５５０円 登録手数料 ３，０００円 ・会場 １次注射：保健センター、豊国運動公園 ２次注射：保健センター	現行どおり新町に引き継ぐ。
犬死体処理	○道路等における犬猫の死体処理については町職員により埋葬 ○犬の死体処理にかかる補助制度 なし	○道路等における犬猫の死体処理については町職員により埋葬 ○犬の死体処理にかかる補助制度 死体処理（火葬）に係る経費の２分の１ 限度額 １５，０００円	現行どおり新町に引き継ぐ。 新町に拡大する。
雑草類等の除去	各集落の公共施設等の雑草類等 ・集落で処分 河川愛護作業は関係集落に委託	各集落の公共施設等の雑草類等 ・業者委託で処分 ２ｔ車 １台 １５，０００円 軽トラック１台 ７，５００円 河川愛護作業は関係集落に委託	各集落の公共施設等の雑草類等については、業者委託で処分するよう新町に引き継ぐ。
上水道事業	愛知郡広域行政組合で実施	愛知郡広域行政組合で実施	現行どおりとする。